

安全作業奨励者の登録について

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部においては、栃木県の林業ワーカー定着・定住対策事業の一つである安全作業奨励支援事業の一環として、「安全作業奨励者」が登録されるとともに、安全作業奨励者に対して、奨励手当（助成金一人25,000円相当の地域振興券）、登録証及び標章（バッジ）が交付されています。

この事業は、林業作業現場で働く者のスキルアップを図るため、安全作業を遂行する者を対象として、技術的評価とともに、安全作業を奨励し、意欲の向上等を促進することを目的としています。

安全作業奨励者になるためには、必要な要件を満たした者が審査委員会の審議を得て決定されます。

平成29年度は、平成29年12月6日付けで、当協会支部長の林紀一郎から安全作業奨励者に対して登録証などを交付し、新たに1名の安全作業奨励者が誕生しました。

第29-01号
登 録 証
木 村 剛 士 殿
あなたは、林業作業における安全作業の技術が評価され、林業ワーカー定着・定住対策事業による安全作業奨励者として認められましたので、登録証を交付します。
平成29年12月6日
林業・木材製造業労働災害防止協会 栃木県支部長 林 紀 一 郎印

(登録証写し)



(標章 (バッジ))

安全作業奨励者の要件としては、次の①及び②をすべて満たしていることとされています。

①助成金対象事業者（知事の認定を受けたいわゆる認定林業事業者及び本県が実施する林業技術研修を修了した者を雇用する事業者であって、かつ、当協会支部会員に所属していること。）であること

②素材生産を行う事業者の林業作業従事者で、

- (1) おおむね35歳未満の者
- (2) 林業就業経験が5年以上の者
- (3) 労働安全衛生法に定める技能講習若しくは安全衛生特別教育等修了者又は労働安全衛生法関係各種免許所有者とし、過去3年以内に休業4日以上の上の労働災害の受傷歴がないこと等

平成29年度登録の安全作業奨励者

登録者氏名	所属事業者名
木 村 剛 士	高原林産企業組合

(登録年月日 平成29年12月6日)

今後とも、安全作業奨励者がそれぞれの林業作業現場において、その技術力の発揮とともに、引き続き安全作業が遂行され、職場全体の職務意欲の向上等が図られることが期待されています。